

## 随意契約理由書

件名	阪急六甲歩道橋エスカレーター・中突堤歩道橋・三宮東歩道橋エレベーター保守点検監視業務	
契約の相手方	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
随意契約の理由	<p>・遠隔監視装置について</p> <p>本施設には、遠隔監視装置を備え、エレベーター等の運行状況、異常発生時の状況のみならず、その他機器装置のメンテナンスに必要なデータを、電話回線を通じて上記業者の監視センターに自動的に送信している。監視センターでは、閉じ込め事故などの発生時を含み故障発生時には、それらのデータの自動通報を受け、直ちに技術員が現場に急行することとしている。</p> <p>システムにおいて、運行状況や異常状況の信号及びメンテナンス用信号は、遠隔監視装置でデジタル信号に変換されるが、その信号は上記業者独自のものであって、その送信及び受信にはそれぞれ独自のソフトウェアを使用して、独自の通信手順でデータの処理及び送受信がおこなわれている。上記業者以外ではこれらのソフトウェアのノウハウがないのでデータの受信が不可能であり、それらがスムーズに行わなければ機器運転における安全性に支障が出ることとなる。</p> <p>よって上記業者と随意契約せざるをえず、競争入札には適さないものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局道路部工務課補修係	(電話番号 595-6425)